

# 悪質商法に気をつけましょう！



## Cカード協議会が「不適正な商法」と疑うケースとは？

- 正常な合意形成に基づく契約ではない。
- 契約に至る過程あるいは契約締結後に、消費者が「困惑」している。

ここで紹介している内容は「東京都消費生活条例で禁止している不適正取引行為」パンフレットに記載されている事例を、スクーバ・ダイビング・スクールや、ダイビング器材販売に置き換えて作成したものです。

※ 「東京都消費生活条例で禁止している不適正取引行為」パンフレットは下記を参照

[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s\\_hogo/futekisei/futekisei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_hogo/futekisei/futekisei.html)

ダイビング・スクールの勧誘やダイビング器材の販売で、ここに掲載した事例に該当するような商法は悪質商法です。十分気をつけてください。

## 不当勧誘行為

1. 商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくはサービスの販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- ★ 街頭で「アンケートに協力して」と声をかけて事務所に連れていき、アンケートをとった後、ダイビングスクール受講の契約をするように勧誘する。



2. 商品又はサービスの販売に際し、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤信させるような事実を告げて、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- ★ 「高額なダイビング器材を購入して会員になり、友人にも買わせれば、腕次第でたくさんのバックマージンが入り、高額の年収が望める」と言って、連鎖販売取引への加入を勧誘する。

3. 威圧的な言動等を用いて、又は長時間にわたり、反復して、若しくは契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- ★ ダイビングスクールからの誘いに応じてショップに出向いた消費者に対して、複数のスタッフが取り囲み、契約するまで一方的に勧誘を続ける。



## 不当勧誘行為

4. 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。



★ 路上で、「5分でいいから話をきいて」と消費者をダイビングショップへ同行し、実際は消費者が帰ろうとしても長時間ダイビングスクール受講の勧誘する。

★ 路上で、消費者に執よう  
にまとわりついたり、腕  
をつかんで引き留めてダ  
イビングスクール受講の  
勧誘する。



★ 路上で「アンケートに答えて  
」と消費者を呼び止め、警戒  
する消費者に「セールスでは  
ない」と説明してダイビング  
ショップへ同行し、実際はアン  
ケートの後にスクール受講  
の勧誘をする。



5. 商品又はサービスを販売する目的  
で、親切行為その他の無償又は著  
しい廉価のサービス又は商品の供  
給を行うことにより、消費者の心  
理的負担を利用して、執ように契  
約の締結を勧誘し、又は契約を締  
結させること。

★ ダイビングショップのスタッフが、たま  
たま知り合った女性と会い、食事をおご  
ったり恋人のようにエスコートして自  
分の店へ連れていき、ダイビングスクール  
の受講申し込みや高額なダイビング器材  
を購入させる。

## 不当勧誘行為

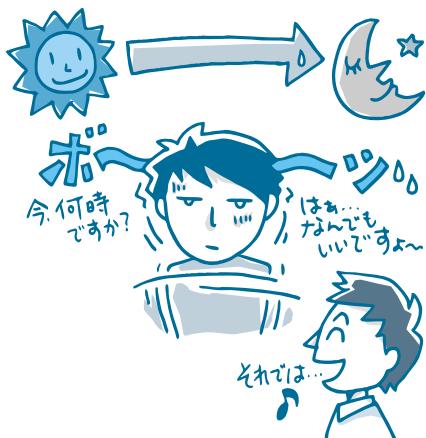


6. 商品又はサービスの購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

★ 街頭でキャッチし、ダイビングショップで勧誘するが、消費者が支払えないと言うと「月々1万円なら支払っていけるでしょう」と言ってクレジット払いをすすめる。

7. 主たる販売目的以外の商品又はサービスを意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、商品又はサービスの購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

★ 消費者に路上でくじ引きをさせ、当たった人には賞品を渡すと説明して近所のショップに誘導し、ダイビングスクール受講申し込みをさせる。



8. 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

★ 消費者を電話でショップに呼び出し、夕方から夜12時頃までダイビングスクール受講の勧誘を続け、疲労のため意識がもうろうとした消費者に契約させる。

## 不当な取引内容を定める行為

1. 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。

★ ダイビングスクール受講開始の1週間前までの解約は、契約金額の80%、それ以降は契約金額の100%の違約金を徴収するとした条項を設けた契約を締結させる。



2. 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させること。

3. 商品又はサービスの購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った契約を締結させること。

★ アルバイトの消費者が支払えないと断っているのに、「月々3万円なら払えるでしょう」とクレジットを組むことを勧め、高額なダイビング器材の購入やスクール受講の契約をさせる。



## 不当な履行強制行為

1. 契約の成立又は有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

★ ダイビングショップで依頼もしないのに当然のようにオーダーウエットスーツの採寸をし、オーダー品だからキャンセルできないといって購入させる。



## 不当与信行為



1. 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

★ 返済のための収入の見通しのない学生に、高額なクレジットを組ませる。

## Cカードの定義に反する商法

私たちCカード協議会が規定しているCカードの定義に反する  
下記のような行為は悪質な商法です。



- 器材を買わない、あるいはクラブに入会しないなどと、講習が終了しているにもかかわらずCカード発行手続きをしない、またはCカードを受講者に渡さない。



- ダイビングクラブを退会するなどと、Cカードを取り上げてしまう。

### Cカードとは



- 「ある特定の時期に、特定の環境において、定められた一定の講習を修了したことの証明」です。  
従って、知識と技術面において定められた一定の基準を満たしたならば、Cカードを発行しなければなりません。

- Cカードは、万一紛失しても再発行（有料）が可能です。

- Cカードとは、本来講習を受講したダイビング・ショップやダイビング・サービス以外のダイビング施設でも通用するべきものです。こうした意味で、Cカードは「会員証」とは異なり、特定のクラブやグループを退会する場合にも返却を要求されるような性質のものではありません。

悪質商法によって被害を受けた場合、全国各地にある  
「消費生活センター」にご相談ください。

「全国の消費生活センター」

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>



レジャーダイビング認定カード普及協議会

NASDS、NAUI、PADI、SSI

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南1-20-1

(株)パディジャパン内 TEL:03-5721-1731 FAX:03-5721-1735

URL:<http://www.c-card.org> Mail:[info@c-card.org](mailto:info@c-card.org)